

知財アレルギーへの レクイエム♪


the requiem for people with an allergy to intellectual property




Lesson26 : 2020年著作権法
改正のポイント

中川 淨宗


1. はじめに♪

 皆さんこんにちは。知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川淨宗です。


今回は、2018年に改正された「不正競争防止法」における「技術的制限手段に対する不正行為」についてお話ししました。今回は2020年の著作権法の改正について、私たちに身近で主要なポイントをお話しします。


 中川先生、著作物の無断配信といったインターネット上の著作権侵害は本当にひどいですな。

今回の著作権法改正に関する文化庁の資料によれば、違法にアップロードされた漫画や雑誌などを取り扱うウェブサイト（サイト）は、500以上も確認されていて、アクセス数が上位10位内のサイトだけでも月間延べ6500万人が利用しているそうです！


 法雄さんが言ういわゆる「海賊版サイト」による被害は、漫画や雑誌だけでなく、写真・小説・ソフトウエア・論文・新聞記事といったあらゆるコンテンツに及んでいますね。

こういった海賊版サイトでは、ユーザーはほとんど無料でコンテンツを利用できますから、これを放置していたら、そのうち誰も正規のコンテンツを購入しなくなってしまいますよ……。

 ちあき 知明さんの言うとおりですな。コンテンツの制作や提供には費用や労力が投入されています。もしこれらを回収できなくなれば、誰もコンテンツを提供しなくなるかもしれません。これは社会全体にとって大きな損失ですな！

 そこで、インターネット上の海賊版の規制を強化する一方、著作権による規制が過度に強くないように著作権法が改正されたのですね。では、改正の三つのポイントを教えてください。

2. リーチサイトの規制♪

 一つ目は、「リーチサイトの規制」です（著113条2～4項）。

今回は、右下図のように、漫画家Xが描いた漫画αを、侵害者YがXに無断でサイト上に漫画α'としてアップロードしたような場面について考えてみましょう。




従来、このようなYの行為は、当然Xの著作権（著23条：公衆送信権）の侵害に当たりました。


一方、Zが漫画α'のような著作権を侵害するコンテンツ（違法コンテンツ）を掲載しているサイトにアクセスするためのハイパーリンク（リンク）を張っても、漫画α'をアップロードしているわけではないので、このようなリンクを張る行為は、著作権の侵害には一般に当たらなかったのですね。




そのとおりです。このように違法コンテンツをZ自身が運営するサイトに設置するのではなく、これを設置している他のサイトにアクセスするためのURLといったリンク情報などを提供して、ユーザーを違法コンテンツへと案内するサイトを「リーチサイト」といいます。

また、そのようなリンク情報を提供するスマートフォン用アプリケーション（アプリ）といったプログラムのことは「リーチアプリ」といいますが、以下で説明するリーチサイトと同様の取り扱いになります。


 しかし、文化庁の資料によれば、違法コンテンツは、リーチサイトにリンクが張られると、違法にアップロードされただけの場合に比べ、約62倍も多く視聴されてしまうそうです。また、国内最大級だったリーチサイトによる被害額は1年間で731億円に上るとされています（ヒエッ）。

 このようなリーチサイトは、ユーザーを違法コンテンツに案内することでアクセスを集め、それに応じて得られる広告収入を得ようとしています。まさに著作物に「leech（寄生）」しているのです（ブンブン）。


 さて、今回の改正により規制の対象となるリーチサイトには、次の二つのパターンがあります。

一つ目は、リーチサイトの運営者Zが、ユーザーを違法コンテンツに誘導すべく、「タダで読める！」といった文言やデザインなどでウェブサイトを作り込むような場合（誘導型）です。

二つ目は、電子掲示板のような投稿型のサイトでユーザーAが違法コンテンツへのリンクを多数掲載し、違法コンテンツを利用するように助長するといった場合（助長型）です。


 そうすると、違法コンテンツにリンクを張る行為がすべて規制されるわけではないのですな。


例えば、私が漫画α'にアクセスするURLをSNSに1回だけ投稿しても、リーチサイトには当たりません。


 法雄さんのSNSは、ご飯とお酒の投稿ばかりですからね。


さて、著作権法ではURLを「送信元識別符号」といいますが、これと同じ効果を備えるものも規制されます。

ですから、「https://xxx.co.♥♥」と記載するなどして違法コンテンツが掲載されているサイトのURLの表記を一部変えたり、違法コンテンツにアクセスするためのボタンを設置しても、リーチサイトに当たるのです。


 先生、Yが無断でアップロードしたのが漫画αの二次創作に当たる漫画βである場合、これにリンクを張っても規制されないのですね。うーん、それはどうしてでしょうか？


 漫画βには原作の漫画αにない新たな表現が含まれているため、それへのアクセスを規制することは表現の自由（憲21条）との関係で慎重でなければなりません。また、漫画βは漫画αとは別の作品ですから、それが漫画αに与える経済的な影響は小さいと考えられたためです。


 ただ、Xが著作権を行使するかどうかはともかく、YがXに無断で漫画βを制作してアップロードすること自体は、Xの著作権の侵害に当たりますな（著27条・28条）。

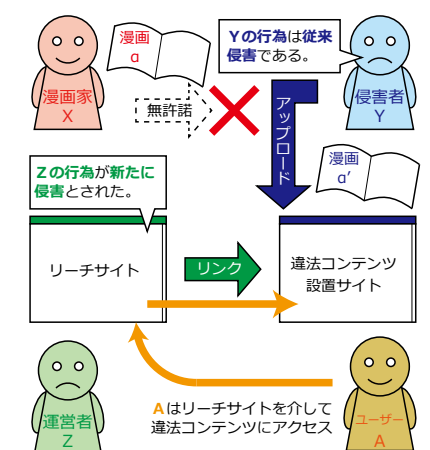
 そして、これも表現の自由を萎縮させないように、規制の対象を特に悪質な行為に限定すべく、リーチサイトの運営者Zが、リンク先が違法


コンテンツであることを知っていた場合（故意）、または知らなくても十分に知ることができた場合（過失）に限り、規制の対象になります。


 それに関して、Zが自ら漫画α'にアクセスするためのリンクを張るのではなく、ユーザーAがリンクを張っている場合、Zはどのような場合に責任を負うのでしょうか？ この場合、すべてZの責任にするのは、少し気の毒な気がしますな。


 そうですね。その場合は、Aが張ったリンク先にある漫画α'が違法コンテンツであることについてZに故意・過失があって、しかもZがそのリンクを削除できるにもかかわらず、削除しないで放置している場合に、規制の対象とされます。

 関連する問題ですが、リーチサイトとそれ以外の大多数の一般的なサイトが含まれる汎用的なサイト（プラットフォーム）は、どのように取り扱われるのでしょうか？




 例えば、SNSにおける一部のユーザーのサイトがリーチサイトである場合、SNSを運営する事業者も責任を負うかという問題ですな。

 そのようなプラットフォームは、ユーザーが違法コンテンツにアクセスすることに極めて間接的にしか関わっていないと考えられます。よって、規制の対象とはされていません（著119条2項4号）。


 ただ、プラットフォームの場合でも、Xが漫画αへのリンクを削除するように要請しているのに、それが技術的に極めて困難であるといった正当な理由もなく、これを削除せず放置しているような悪質な場合は、もちろん規制の対象ですね。


3. ダウンロードの規制


 二つ目は、「ダウンロードの規制」です（著30条1項4号）。


本来、Xの漫画αについて読者が家でそのコピーを取るようなことは「私的複製」になり、Xの著作権の侵害にはなりません（著30条1項柱書き）。


しかし、著作権者に多大な不利益が生じているとして、2009年の改正により、違法にアップロードされた音楽や映像については、それが違法にアップロードされたものだと知りながら、ユーザーがダウンロードすることは私的複製に当たらないと規定されました（著30条1項3号）。

 でも、漫画や小説といった音楽や映像以外の著作物についても、違法にアップロードされた作品がユーザーにダウンロードされることで、著作権者に不利益が生じる場面が拡大してきたわけです。

 そこで、右下図のように、漫画α'のような音楽や映像以外の著作物についても、それがYにより違法にアップロードされている場合に、Aがそのような事情を知りながらダウンロードすることは、私的複製に当たらないと規定されたのですな。


 もっとも、違法にアップロードされたものであることを、ユーザーが不注意によって知らないでダウンロードしても、規制の対象にはなりません（著30条2項）。インターネットによる情報の収集を過度に萎縮させないようにするためです。

 同様の理由から、従来の音楽や映像の違法ダウンロードとそれら以外の著作物の違法ダウンロードには違いがあって、規制の対象にならない場合が三つありますよね。


 そのとおりです。まず先ほどのリーチサイトと同様に、「二次的著作物」のダウンロードです。


例えば、YがXに無断で漫画αの二次創作の漫画βを描いてアップロードしたとします。この場合、Aが漫画βをダウンロードしても、Xの著作権の侵害には当たらないのです。ただし、

YがXに無断で漫画αを翻訳してアップロードした場合、それをAがダウンロードすることは禁止されます。

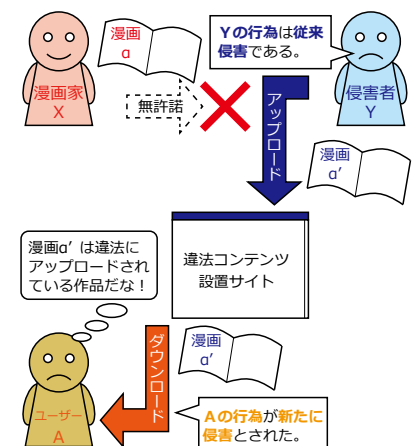
 次に、「軽微なもの」をダウンロードする場合ですな。

例えば、漫画αが数百ページもある場合に、Aが1コマだけダウンロードしても著作権の侵害に当たりません。


 ただ、軽微なものかどうかは、著作物の種類や性質などによって異なりますから、一概にはいえませんよ。漫画の1コマでも、4コマ漫画のうちの重要な場面の1コマであれば、軽微なものとはいえないでしょう。

 最後に、著作権者の利益を不当に害しないと認められる「特別な事情」がある場合ですね。


例えば、Yが漫画αを批評する論文γを執筆し、それと合わせて違法に漫画αをアップロードした場合、Aが論文γを正確に理解すべく、漫画αを合わせてダウンロードしても、著作権の侵害に当たりません。




4. 写り込みの範囲の拡大

 最後は、いわゆる「写り込み」の問題です（著30条の2）。


従来の規定でも、BさんがXの原画展に出掛け、その様子を撮影した場合に、Xの絵が写り込んだ写真を自分のSNSで発信しても、Xの著作権の侵害にはならないとされていました。


 しかし、社会や生活の変化によって従来の規定ではうまく対応できなくなってきました。

また、違法コンテンツのダウンロードを規制する範囲を広げる改正を行ったことで、私たちの生活が著作権によって過度に制限されてしまうのを防止する必要があったわけですね。


 そこで、以下の4点の改正を行い、写り込みとして著作権が制限される範囲を変更しました。

まず、従来写り込みが認められていたのは「写真撮影・録音・録画」だけでしたが、そのような手段についての限定はなくなったのです。


 先ほどの例でいうと、BさんがXの原画展の様子を写生した際に、その原画を自分の絵に描き込んだ場合、従来は写り込みに当たりませんでしたが、今回の改正で写り込みに当たることになったのですね。


 そのとおりです。次に、従来写り込みが認められるには、先ほどのBさんが原画展の様子を撮影して写真を制作した場合のように、「著作

物を創作する」必要がありましたが、そのような創作要件がなくなりました。


 例えば、自動防犯カメラが撮った映像は、人が創ったものではないので著作物に当たりません。

そうすると、Xの原画展が開催されている美術館に設置されている防犯カメラの録画映像にXの絵が写っている場合は、従来写り込みに当たりませんでしたが、今回の改正で写り込みに当たることになったわけですね。


 そして、従来写り込みが認められていたのは、本来の撮影対象などから分離することが困難な著作物でしたが、そのような分離困難性の要件もなくなりました。

 例えば、Bさんが、自分の子どもが漫画αのキャラのぬいぐるみを抱いた様子を写真に撮る場合、子どもからぬいぐるみを取り上げれば（ひどい例ですね……）、簡単に分離できますから、従来は写り込みに当たりませんでした。


今回の改正で、このような子どもの様子の撮影も写り込みに当たることになりました。良かったね、Bさん♥


 一方、写り込みによる著作物の利用は「正当な範囲内」でできるという要件が加わりました。


ここまでお話ししたように写り込みの認められる範囲が広がった一方で、この規定が乱用されるおそれがあるので、それを防止するためです。

 例えば、Bさんが動画投稿サイトからの広告収入を得るべく視聴者数を増やす目的で、漫画αのキャラのぬいぐるみが写り込むようにわざと配置して、動画を撮影したような場合は写り込みに当たりません。Bさんがこんなズルい人なら、著作権を制限する必要はないからですね！

5. おわりに

 さて、4回にわたって近年の知的財産法改正についてお話ししてきましたが、また大きな改正があったときは一緒に勉強しましょう。今年は、特許法の改正が予定されています！

 知的財産法は頻繁に改正されるから、気を付けていないと知らぬ間に他人の権利を侵害しているおそれもありますね。違法ダウンロードは刑罰の対象ですから、法雄さんも気を付けたほうがいいですよ★

 やだなあ知明さん、そんなことしていませんよ！ じゃあ先生、パソコンに保存したデータをチェックするので今日はこれで……。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。先日「消防設備士乙種第6類」の免許を取得した。これは旅館などの一定の施設にある消火器の点検・整備を行う資格である。

〒231-0006 神奈川県横浜市南区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/>
E-mail : customer@ipagent.jp